

○財務省令第 号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項及び第二条ノ二の規定に基づき、個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

財務大臣 片山さつき

個人向け国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

個人向け国債の発行等に関する省令
第一条 「略」

(定義)

第二条 この省令において「個人向け国債」とは、国債に関する法律第二条ノ二の規定の適用を受ける国債であつて、もつぱら次に掲げる者が保有することを目的とし、かつ、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものとして発行する国債をいう。

一 個人

二 法人又は団体（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三十一項に規定する特定投資家に該当する者を除く。）

第三条 「略」

（取扱機関による募集の取扱い等）

第四条 「略」

2 「略」

3 「略」

一 「略」

二 銀行、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債証券の売買及び募集の取扱いを行うことについて、金融商品取引法第三十三条の二の規定に基づく登録を受

改正前

個人向け国債の発行等に関する省令
第一条 「同上」

(定義)

第二条 この省令において「個人向け国債」とは、国債に関する法律第二条ノ二の規定の適用を受ける国債であつて、もつぱら個人が保有することを目的とし、かつ、その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものとして発行する国債をいう。

「号を追加」

「号を追加」

第三条 「同上」

（取扱機関による募集の取扱い等）

第四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

一 「同上」

二 銀行、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合のうち、国債証券の売買及び募集の取扱いを行うことについて、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十三

4 4 1 4 「略」

第五条 「略」

第六条 「略」

第七条 「略」

一 「略」

二 その居住する又はその営業所、事務所、事業所、事業の用に供する施設その他これらに準ずるものが所在する市町村（特別区を含む、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二

五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。第三項において同じ。）の区域

において、災害救助法（昭和二十二年法律百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったとき 当該個人向け国債を有する者

三 解散したとき 解散の時に於けるその代表者

2 前項第一号又は第三号の規定による請求をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に於て、取扱機関に対し、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

一 前項第一号の規定による請求をしようとする場合 相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類

二 前項第三号の規定による請求をしようとする場合 解散の時にその代表者であつたことを示す書類その他これに準ずるもの

、その解散を公的機関が証明した書類その他の必要な書類

3 第一項第二号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、当該災害が発生した市町村の区域に居住又は所在してい

4 4 1 4 「同上」

第五条 「同上」

第六条 「同上」

第七条 「同上」

一 「同上」

二 その居住する市町村（特別区を含む、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二五十二條の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。第三項において同じ。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったとき 当該個人向け国債を有する者

三 解散したとき 解散の時に於けるその代表者

2 前項第一号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。

一 前項第一号の規定による請求をしようとする場合 相続人たる地位を証明する書類、被相続人の死亡を公的機関が証明した書類その他の必要な書類

二 前項第三号の規定による請求をしようとする場合 解散の時にその代表者であつたことを示す書類その他これに準ずるもの

、その解散を公的機関が証明した書類その他の必要な書類

3 第一項第二号の規定による請求をしようとする者は、取扱機関に対し、当該災害が発生した市町村の区域に居住していること

<p>ることを証明する書類、当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。</p> <p>4 「略」</p> <p>5 金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家に該当する者が個人向け国債を保有することとなったときは、その者は、前条第一項に定める利子支払期の前後を問わず、取扱機関に対し、当該個人向け国債に係る同条第二項の請求をすることができ、るものとする。</p> <p>第八条 「略」</p>	<p>証明する書類、当該災害にかかったことを公的機関が証明した書類その他の必要な書類を提出しなければならない。</p> <p>4 「同上」</p> <p>「項を追加」</p> <p>第八条 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

- 1 この省令は、令和八年十二月一日から施行する。
- 2 令和九年一月十五日前に発行された個人向け国債の発行等に関する省令第二条に規定する個人向け国債については、なお従前の例による。